

資 料

フランスの労働組合規約に関する資料集(7)

大 和 田 敏 太

第II部 単位労働組合の規約

(5) C G C

- ① 建設土木業管理職員・技術者・主任 C G C 全国労働組合 Syndicat National des Cadres, Techniciens, Agents de Maîtrise et Assimilés des Industries du Bâtiment, des Travaux Publics et des Activités Connexes-CGC
- ② 建設土木業管理職員・技術者・主任 C G C 全国労働組合地方支部（モデル内部運営規則：Règlement intérieur type pour Section Régionale）

1. <基本理念・目的・組織原理（組織対象・上部関係）>

① 第1条

建設土木業に属する、技術者・管理職員（IAC）および主任・技師（ETAM）の間において、労働法典第4巻第1篇にしたがって、職業団体が設立される。

この団体は、建設土木業管理職員・技術者・主任 C G C 全国労働組合と名称する。

① 第5条

労働組合は、以下を目的とする。

- (a) 組合員の職業的、経済的および社会的利益の共同の研究と擁護
- (b) 組合員とその使用者との間の紛争解決の研究
- (c) 建設土木業および関連業界の発展の促進
- (d) 社会的および職業的情報の伝達
- (e) 組合員の職業的水準の向上、その経済的および社会的知識の増大

① 第6条

労働組合の活動は、第5条に定められた目的以外に向けられることはできないのであって、それと関係のない、特に政治的、宗教のあるいは人種的な問題に関するいっさいの討議は、会議あるいは集会において、厳重に禁止される。

① 第12条

労働組合は、設備業管理職員労働組合C G C全国連盟に加盟し、同連盟の規約を遵守することを誓約する。

② 第1条

建設土木業管理職員・技術者・主任C G C全国労働組合地方支部は、<・・・>県内に居住する本労働組合のすべての加盟員によって、構成される。

(解釈：組合員の労働している地方とその居住する地方が異なる場合には、当該の2地方支部の間で、その帰属の問題が解決される。)

② 第4条

支部は、<・・・>地方の範囲内で、全国組合と同一の目的を有する。

2. <組合員の地位（加盟・脱退、権利・義務）>

① 第7条

建設土木業の賃労働者はすべて、その性別、年齢、国籍を問わず、組合員として加入を認められることができる。

建設土木業のIACおよびETAMはすべて、就業中と退職者(労働法典第L411-7条の枠内で)とを問わず、労働組合に加入し、組合員として継続することができる。

例外として、関連する業務に従事する就業中のIACおよびETAMで、全国労働組合を有しないものは、労働組合に加入することができる。

労働契約によって企業に拘束されっていても、取締役会のための会社印を伴う広範な権限を保持し、この事実から使用者の地位に位置づけられるものは、本条に定められた要件を充てっていても、加入を認められない。

① 第2条

労働組合は、外国で労働しているものを組合員として、受け入れる。

① 第8条

加盟申込は、評議会の同意にふされる。評議会は、調査を命ずることができる。

加盟の拒否あるいは延期の場合に、その理由は当事者に通知される必要はない。

当事者は、その決定にたいして訴えをなすことはできない。

① 第9条

加盟用紙への署名は、本規約および内部運営規則の承認を意味する。

① 第11条

労働組合員の資格は、除籍以外に、以下の事由により喪失する。

—脱退

—催告にもかかわらず1年以上の組合費の不払い

—C G C 審査委員会の見解の結果

脱退するあるいは除籍された組合員は、その復帰を請求することができる。

① 第19条

脱退あるいは除籍はすべて、労働組合によって給付される便益の全面的な喪失をもたらす。このことは、労働組合にとって、加盟の撤回後6カ月間分に相当する組合費を請求する権利を害しない。

3. <組織運営>

① 第26条

労働組合は、選挙総会で選出される26名の委員から構成される労働組合評議会によって運営される。その内訳は以下のとおりである

—事務局の10名の委員

—地方支部に配分される16名の委員

評議会の委員はすべて、公民権を享有していなければならない(労働法典第L411-4条)。評議会委員の職務はすべて、無報酬である。

① 第27条

評議会は、通常総会の際に、3年毎に改選される。

総会は、まず、自由立候補制(当該の地方支部の代議員の理由を附した拒否権の場合を除く)による個別・連続選挙によって、事務局委員を選出する。

総会は、次に、地方支部から推薦される候補者の中から、他の16名の委員を選出する。その際、いかなる地方支部も、2名を越える委員を選出されることはできず、組合員総数の四十分の一以上を含む地方支部は、少なくとも1名の委員を選出されるようにする。総会の決定する投票細則が、この16名の委員の選挙方法を定め、IACとETAMの間で、可能な限りその配分を平等にする。

活動報告あるいは財政報告の不承認の場合には、総会は、事務局および評議会を改選する（その改選が、当初、議事日程に掲載されていなくとも）。

① 第28条

評議会は、総会の決定の正常な履行を監視する。総会と総会の間の期間、評議会は、労働組合の正常な運営に必要なあらゆる措置をとる。評議会は、事務局の活動を決定し、監督する。評議会は、労働組合の代表権限を保有し、それを委任することができる。

① 第30条

評議会委員は、その会議に出席する義務を負う。出席不可能な場合には、事務局委員でもある委員は、他の事務局委員に委任しなければならない。他の委員は、その地方支部によって補充委員を任命させなければならない。これら原則の2回の違反は、次期の選挙総会において、被選挙権喪失をもたらす。

① 第32条

労働組合事務局は、以下のものから構成される。

—議長

—総代表

—副議長（2名：IACとETAMから1名ずつ）

—書記・副書記

—財政・副財政

—委員（2名）

① 第33条

事務局は、労働組合の管理運営に責任を負う。

事務局は、評議会の会議と会議の間の期間に原則として毎月、臨時に、議長の発議に基づきあるいは事務局委員の少なくとも3名の要求に基づき、開催される。

事務局は、本規約によって総会あるいは評議会に付与されている権限を除いて、広範な権限を有する。事務局は、その決定を直後の評議会に報告する。

① 第34条

議長は、事務局の監督のもとに、規約にしたがった労働組合の正常な運営を担当し、労働組合を拘束する文書や審議録に署名する。

総代表は、議長を補佐する。総代表は、議長あるいは事務局から与えられる特定の任務に責任を負う。

① 第21条

総会は、組合費納入日現在の組合員数25名毎に1投票権の割合で算出される代議員から構成される。この規定は、代議員でない組合員の総会への出席を妨げない。これらのものは、総会で発言することができる。

地方支部の代議員は、通常総会に先立つ年次地方総会において、地方支部によって任命される。この任命は、次期の地方総会まで有効である。この期間中に欠員となった場合には、地方評議会が補充する。

設立計画中の地方支部の代議員は、管理する機構によって招集される地方総会において、任命される。

地方支部の組合員の代表権は、他の支部の組合員に与えられることはできない。

① 第22条

通常総会は、以下のように開催される。

(a)<選挙総会> 3年毎に第4・四半期に開催

(b)<中間総会>前項の通常総会開催後、16カ月目から19カ月目の間に開催

通常総会は、活動報告、財政報告、方針案とともに評議会あるいは地方支部によって提起された問題について、必ず審議する。

通常総会の審議は、組合員の少なくとも三分の二以上が正規に代表されていなければ、有効とならない。

この定足数に満たない場合には、新たな通常総会が、30日から40日以内に招集される。この場合には、出席組合員数を問わず、有効に審議することができる。

通常総会は、規約の修正も、労働組合の解散も決定することができない。

① 第25条

臨時総会は、評議会の決定に基づく議長の請求によって、最短期間に、あらゆる手段をつくし、招集されることができる。

臨時総会は、加盟組合員の少なくとも四分の三が代表されていなければ、有効に審議することはできない。

この定足数に満たない場合には、新たな臨時総会が、30日以内に招集される。この場合には、出席組合員数を問わず、有効に審議することができる。

臨時総会は、評議会によって決定された議事日程に掲載され、招集状に詳述された問題についてだけ決定することができる。

臨時総会は、解散を除いて、三分の二以上の賛成で決定する。

① 第14条

組合員は、その居住地に応じて、地方支部に所属する。

地方内での労働組合の運営や発展に重大な障害を及ぼす場合には、評議会は、例外的かつ暫定的に関係地方支部の地理的管轄を変更することができる。

地方支部への所属は、地方支部の細分化である県支部あるいは地域支部、および企業支部への組合員の結集を妨げない。

例外として、建設土木業とは別個の特別労働協約に服する機構に属する組合員は、地方支部と同視される機構別支部に所属することができる。

② 第15条・16条

支部は、IAC と ETAM とを出来る限り平等に代表するように、地方総会によって指名される（最大）18名の委員から構成される評議会によって運営される。

評議会の候補者になるためには、正当な理由がある場合を除いて、総会に出席しないなければならない。

② 第17条

評議会は、その内部で、以下のものから構成される事務局を選出する。

—議長・副議長

—書記・副書記

—財政

—2名の委員（ETAM と IAC で、それぞれの職種の問題を担当する）

議長および副議長は、必ず、一方が ETAM で、他方が IAC でなければならない。

① 第15条

各地方支部の組合員は、毎年、地方総会を招集される。

地方支部は、地方総会において、評議会あるいは事務局を選出し、労働組合によって承認される内部運営規則を採択する。その上で、地方支部は、その地理的管轄の範囲内で、労働組合の名前で行動する権限を委任される。

設立計画中の地方支部に属する組合員は、評議会の毎年の決定により、労働組合により直接に、あるいは近隣に設立されている地方支部によって管理される。

② 第13条

地方総会は、相対多数で決定する。各組合員は、各自の投票権と委任された投票権を有する。1人の組合員が、10%以上の委任状を行使することはできない。

4. <組合費・財政>

① 第16条

組合員はすべて、加盟費を支払い、年次組合費を納入する義務を負う。年次組合費は、評議会によって毎年決定され、年間分全額が支払われなければならない。

② 第6条

支部は、全国組合の組合費を徴収する。企業支部が組合費を徴収する場合には、企業支部は、組合費の配分額の半分を地方支部に返戻しなければならない。

(解説：全国組合は、全国規模の企業支部の名簿を作成し、それを地方支部に連絡する。他方、全国規模の企業支部には、組合員の居住地に応じた地方支部への所属を通知する。)

① 第17条

労働組合の資産は、以下のものから構成される。

(a) 組合費

(b) 寄付、贈与あるいは補助金

(c) 例外的な収益（出版物の販売、広告、祝典、展示会など）

② 第7条

支部の資産は、以下のものから構成される。

- (a) 全国組合によって支部に給付される組合費の一定割合
- (b) 寄付・贈与
- (c) 公権力あるいは自治体・県の機構からの補助金
- (d) 例外的な収益（出版物の販売、広告、祝典、展示会など）

② 第8条

地方支部の基金は、全国組合によって開設される銀行口座あるいは郵便口座に預託される。

① 第18条

社会基金は、いっさいの投機とは別個に、設置され、労働組合の利益のために利用されなければならない。この基金は、評議会に委ねられ、評議会は、労働組合の正常な運営のために必要な支出を行いつつ、その増大に努めなければならない。

5. <内部紛争処理・統制>

① 第10条

以下の行為をなしたる組合員はすべて、評議会の決定だけによって、除籍されることがある（評議会は、三分の二以上の賛成で決定する）。

—労働組合の規約および規則、あるいは総会の決定に違反する

—労働組合あるいはその組合員の物質的あるいは精神的利益を侵害する

—不名誉な有罪判決を受ける

ただし、この除籍は、評議会が、当事者に理由書を送付し、その者が理由書の受領後15日以内に、その弁明を評議会に提出したる後にしか実行されえない。

判例にしたがって、民事裁判所が、最終審として決定を下す。

6. <規約条項・解散>

① 第36条

本規約の修正はすべて、臨時総会にふされる評議会の決定によってしか行われることができない。

① 第38条

法律によって定められた届出を行い、必要が生じた際に更新するために、いっさ

いの権限が議長あるいはその代理人に与えられる。

② 第22条

内部運営規則の修正はすべて、全国組合の同意にふされなければならない。

① 第25条

臨時総会は、解散の場合には、四分の三以上の多数で決定しなければならない。

① 第37条

解散時の資産は、労働組合によって設立された事業に委ねられるか、労働組合によって追求される目的にしたがって、臨時総会が決定する使途に充てられる。

いかなる場合にも、資産は、加盟組合員に配分されえない。

(6) FEN

① 科学研究者全国労働組合 Syndicat National des Chercheurs Scientifiques

② 公立農業専門学校教員全国労働組合 Syndicat National de l'Enseignement Technique Agricole Public

③ 公立学校体育教員全国労働組合 Syndicat National de l'Education Physique de l'Enseignement Public

1. <基本理念・目的・組織原理（組織対象・上部関係）>

① 第1条

科学研究者全国労働組合 (SNCS) は、国立科学研究センター (CNRS)、衛生・医学研究国立研究所 (INSERM)、その他の公的あるいは準公的な科学研究機構、非営利目的の民間研究機構の一般研究者、およびこれと同視することができる科学労働者に門戸が開かれる。

② 第1条

公立農業専門学校 (SNETAP) のすべての職員の間で、「公立農業専門学校教員全国労働組合」の名称を有する全国労働組合が結成される。

労働組合は、1920年3月12日法によって補強されている1884年3月21日法および本規約によって、規制される。

③ 第2条

公立学校体育教員全国労働組合(SNEP)は、体育教育に従事する職員(正職員・補助職員・研修生)を結集する。他の職種の職員の加盟は、全国大会の決定に服す。年間組合費の定期的な支払が、労働組合への加盟の条件である。

② 第3条

労働組合は、すべての政党、哲学的あるいは宗教的団体および政府から独立している。

全国大会、全国評議会あるいは全国事務局など責任ある機構が、組合員の利益の擁護のために有益であると判断する都度、他の組織との共同行動は、可能である。

労働組合運動の原則にしたがって、労働組合は、各組合員にたいして、組合員が組合組織の運営と活動に関わるあらゆる問題に関して、労働組合内部で自由にその見地を主張することができるることを保障する。

労働組合への二重加盟は、認められない。

労働組合は、あらゆる職務と多様な意見の賛労労働者を結集するのであるから、いかなる組合員も、組織に損害を与えない限りにおいて、その表明する意見やなしたる決定について気遣う必要はない。

③ 第5条 組合活動

労働組合は、使用者、政府、政党、哲学的潮流またはその他の外部団体から絶対に独立して運営され、その行動を決定する。労働組合は、すべての組合員の政治的、哲学的あるいは宗教的な意見を全面的に尊重して、行動する。組合員は、完全に自由であり、その対外的な合意に責任を負う。

労働組合への加盟によって、組合員が、大会決定の枠内で行動する限り、労働組合は、組合員に責任を負い、連帯する。

① 第2条

SNCSは、組合員の経済的および職業的な、集団的および個別的な、物質的、精神的および市民的な利益の擁護、科学研究および大学の発展を目的とする。

② 第4条

労働組合は、以下の事項、ならびに大会によって決定された目標の実現を目的とする。

- 職業的問題の研究とそれに関連する改革の検討
- 職員の地位の精神的および物質的向上の実現
- 公立農業専門学校職員のあらゆる職業的利益の擁護と職員間の連帶の強化
- 公立農業専門学校の正常な運営に最もふさわしい設備の充実
- 物質的、教育的および社会的見地からの、公立学校の設備や手段の改善のための、とくに農業教育の真の民主化のための闘い
- すべての教職員の間の関係の強化、および労働組合組織と連携した、すべての賃労働者との必要な連帶

労働組合の目的は、労働者の完全な解放である。

③ 第4条 目的

労働組合は、以下の事項を目的とする。

- (a) 就業中のあるいは退職した組合員の集団的および個別的な、物質的および精神的な職業的利益を研究し、擁護すること
- (b) 組合員の利益のため、公務員一般身分規定の遵守を監視すること
- (c) 要求や行動における統一を実現するために、職務や職種を問わず、組合員間の協同を確立すること
- (d) 体育教育、体育教員の資格や継続的教育を擁護し、促進すること
- (e) 体育教育、スポーツ活動に関する全般的問題の解決に参加すること
- (f) 物質的、教育的および社会的見地から、公教育の方法や手段の改善のために、とくに国民教育の真の民主化のために闘うこと
- (g) とくに配置や昇進において、特定の職員を優遇しあるいは冷遇するような結果を招く、とりわけ政治的な、いっさいの干渉にたいして闘うこと
- (h) 学校および国家の世俗性の保護と発展のために闘うこと。世俗的な卒業後教育事業の設立と発展に組合員が参加することを奨励すること
- (i) 公務員の権利や組合の自由・民主的な自由の擁護と拡張のために行動すること
- (j) F E N の内部において、すべての教員の間の関係の強化、労働組合組織と連携して、すべての賃労働者との必要な連帶を確保すること
- (k) 募金、とくに扶助基金や社会事業のための募金を集めること

労働組合運動の終局的な目的は、生産および流通の重要手段の社会的所有によって実現される労働者の完全な解放である。

① 第3条

労働組合は、全国教員連盟（F E N：独立）に加盟する。

③ 第3条

SNEP は、労働組合運動の再統一の展望のもとに、F E Nに加盟する。

各組合員は、F E Nの連盟組合員証と機関誌を受領する。

2. <組合員の地位（加盟・脱退、権利・義務）>

② 第23条

全国評議会は、個人の加盟要求、脱退について判断する。

① 内規第1条

規約第1条に用いられている研究者の用語は、契約身分と定員内身分とを問わず、CNRS および INSERM の研究者と同列の資格と責任を有し、常時研究に従事するすべての科学的研究者を含む、広い意味で理解されなければならない。

第1条で列挙された諸機構において勤務する、契約身分あるいは給費により報酬を受けている研究者も、SNCS に加盟することができる。研究者の正規の身分への完全な統合をめざし、最大限の職業上の保障を与える身分規定の獲得をその目的とする。

前述の諸機構において、労働協約や補充手当の適用を受けている、パートタイムで従事する科学的研究者も、退職者とともに、加入を認められる。

③ 内規第2条

(a) 体育教育に従事する公務員は、就業中のもの、退職者、派遣中(他省庁あるいは外国)のもの、休暇中(疾病・長期疾病・出産・長期)のものを問わず、労働組合に加盟することができる。

(b) 兵役中の体育教員の利益の擁護は、兵役期間中も、放棄されえない。したがって、これらのものは、組合費の減額を条件に、組合員を続けることができる。

(c) 退職者は、さらに、退職者総連盟にも加盟する。

(d) 休職中の公務員は、組合活動に参加することはできない。ただし、運営委員会

によって定められる組合費を条件に、労働組合と関係を維持し、その休職の更新や復職の要求を提出し、情報（機関誌）を受け取ることができる。

学年歴途中で、その復職が実現する場合には、組合活動に参加するためには、組合費全額を支払わなければならない。

(e) 公立学校において、体育教員資格取得を準備中の学生は、運営委員会によって定められる拠出金を条件に、機関誌を受け取ることができる。

② 第35条

組合機関誌「L'Enseignement Agricole」の無料配布が、組合費納入済みの全組合員に保障される。

自由な討論が、全組合員に開放される。

② 内規第23条

機関誌の2頁分の紙面が、自由な討論会に充てられる。

私生活を侵害する、名誉を毀損するなど法規制の対象となる論述はすべて、全国事務局によって、延期されることができる。全国事務局は、筆者に直ちに通知する。

異議ある場合には、筆者は、全国評議会に訴えることができる。

労働組合の被選出者の活動を対象とする論述はすべて、掲載前に、当事者に通知され、その当事者は、同一の機関誌上において、回答する権利を有する。

③ 内規第10条

海外領土および外国で就業する組合員は、全国大会に直接結集することもできるし、県支部として運営される支部に結集することもできる。

後者の場合、この支部は、独自の追加組合費を徴収することができる。この支部は、組合費のうち、県支部配分額を受け取り、全国財政部には、組合員が好条件で機関誌を受け取るために必要に応じて、「航空便費用追加分」を加算した組合費を支払う。

① 第4条

SNCSへの加盟という事実は、各組合員にたいして、組合費の支払義務と組合活動に無関心でありつけないという義務をもたらす。

② 第38条

労働組合の任務あるいは役職を担当する組合員で、処分され、休職させられ、停

職あるいは免職させられたるものは、その身分調書の検討の後、全国評議会の決定に基づき、（その任務あるいは役職に）とどまることができる。

3. <組織運営>

② 第5条

労働組合は、組合員全員から構成される。労働組合は、労働組合の事業所支部、県支部、地方支部に組織される。

労働組合は、全国評議会、全国事務局、書記局により指導される。

① 第8条

労働組合は、大会と大会の間の期間、大会の決定の枠内で、運営委員会によって指導され、運営される。運営委員会委員は、大会によって、有効投票数の絶対過半数で選出される。立候補届は、組合支部・全国支部によってあるいは個人的に（支部の見解を伴いあるいは伴わずに）提出される。立候補届が支部によって提出される場合には、支部の見解が望まれる。

運営委員会は、35名の正委員から構成され、各正委員に1名の補充委員がつく。運営委員会の正委員が辞任しあるいはその義務を怠る場合には、補充委員によって代替される。

運営委員会は、正委員および補充委員の間で全国事務局を選出する。全国事務局は、その決定を執行し、必要があれば、例外的に責任を行使する責務を負う。

① 内規第8条

運営委員会の選考に際しては、大会は、パリと地方の間、人文科学と実験・自然科学の間、諸施設の間、大会で表明された意見の諸傾向の間で均衡のとれた代表選出を考慮することが望まれる。INSERM 全国支部は、少なくとも3名の正委員と3名の補充委員を有する。

運営委員会は、原則として、月に少なくとも1度、開催される。

全国および地方段階での責任者は、その職業的時間のおおよそ半分を、その労働組合の職務の遂行のための活動に充てなければならない。大会で認められた例外を除いて、このような状況の期間は、同一の責任者につき、連続3年を越えることはできない。

① 第12条

公的機構（全国委員会、管理部、特別科学委員会、計画委員会、労使合同委員会など）に、労働組合の推薦により選出され、あるいは労働組合により任命された組合員は、運営委員会に責任を負う。

この任務に関する紛争は、運営委員会にふされ、運営委員会は、必要があれば、紛争委員会に提出することができる。

② 第21条・22条

大会と大会の間の期間、労働組合は、大会の方針にしたがって、全国評議会により運営される。

全国評議会は、地方書記と職種別書記から構成され、35名から40名の委員を含む。

＜地方書記＞地方書記は、地方毎に1名、全国評議会に加わる。その任期は、2年であるが、各地方独自の周期で改選される。

＜職種別書記＞全国大会は、全国評議会の提案に基づき、職種別書記の名簿を決定する。職種別書記は、各職種の職員、職種集団を代表する任務を負う。その任期は、2年である。

② 内規第6条

全国評議会の職種別の代表は、以下の名簿とする。

—技術系教員以外（6名：現業労働者・事務職員・契約職員・実験所職員）

—教育・監督（4名：舎監・指導員）

—教員（12名：専門教育教員・教養担当教授・技師）

—退職者

② 内規第9条

直ちに適用される連盟の指示の場合を除いて、全国大会以外では、全国評議会だけが、全国段階の罷業を決定することができる。

全国評議会の決定は、有効となるためには、全国評議会の構成員の少なくとも50%および出席委員の三分の二以上の賛同を得なければならない。

② 内規第10条

規約上の全国機関の会議への、正当な理由のない、連続2回あるいは連続しなくとも3回の全面的あるいは部分的な欠席は、その委員の辞職をもたらす。全国評議

会だけが、主張されている理由を判断することができる。

③ 第14条 全国事務局

運営委員会は、その内部で、各名簿の比例代表により、20名の委員からなる全国事務局を選出する。

③ 第15条 全国書記局

全国書記局は、全国事務局によって選出され、12名の委員から構成される。書記長は、労働組合の名前で、訴訟を行う権限を有する。全国書記局は、労働組合の活動のすべての領域で、労働組合を代表するが、とくに以下の事項を担当する。

- (a) 全国大会、運営委員会および全国事務局の決定の実行
- (b) 公権力との関係・労働組合の代表権能
- (c) S2 および S3 の活動の調整
- (d) 組合員への情報提供

① 第9条

労働組合全国評議会は、運営委員会と地域支部の代表者の会議であり、大会の決定の枠内で、重要な問題を検討し、組合活動に有益な措置全般を提案することができる。

① 第7条

同一の学問分野の組合員は、その分野での研究と研究者の擁護のための組合活動を調整することを担当する連絡委員会を通じて、全国段階で、相互に連絡を取り合わなければならない。

連絡委員会は、科学研究全国委員会・INSERM 特別科学委員会の支部の組合代表および重要な実験所や地域から選出される代表から構成される。

① 内規第7条

連絡委員会の任務は、学問分野あるいは科学問題に関する検討のための調整委員会会議の開催と労働組合への援助である。

調整委員会は、連絡委員会の委員以外に、SNCS に所属しない組合代表や高等教育全国労働組合 (SNESup) など他の労働組合の代表者から構成される。

調整委員会の任務は、全国委員会会議の組織化（代表と研究者との間の接触・研究者情報）およびすべての研究者にたいする報告の組織化（全般的報告・守秘義務

を伴う個人情報)である。これらの任務を果たすために、連絡委員会と調整委員会は、合同会議を開催し、そこで、地域支部の監督のもとに、その学問分野の研究者の情報と協議が行われなければならない。

③ 第12条 全国大会 (S4)

全国大会は、毎年開催される。全国大会は、運営委員会委員および大学区大会により選出された代表から構成される。組合員はすべて、傍聴者として、大会の作業に出席することができる。

全国大会においては、以下のものが、採決権を有する。

—挙手採決に関しては、運営委員会委員および大学区代表

—挙手採決の後にでも実施されることのできる投票による採決については、大学区代表

③ 内規第12条^{bis}

全国大会への大学区代表の現行の選出方法における歪み

—大学区代表については、代表数と組合員数の間の比例関係の不正常さ

—少数派名簿については、全国大会への代表派遣の過少傾向

を是正するために、

(a) 各大学区大会は、受け入れ条件の範囲内で、大学区支部によって負担される傍聴者を指名することができる。

(b) 大学区代表の全国的な配分(組合員数、代表数)と方針採決に現れている結果に応じて、全国大会は、意見の傾向毎の追加代表を指名する。

② 第18条

大会代議員は、大会によって採択される規則の枠内で、自由な発言の権利を有する。

地域支部や県支部の会合、あるいは大会準備のための地方大会の際に付託され、討議された文書や特別決議は、承認されたると否とを問わず、全国大会の委員会で検討される。

① 第5条

研究者のグループが存在する各都市において、組合員は、組合支部を設立する。各支部は、少なくとも書記と会計を含む事務局によって指導される。

支部の会計は、組合員からの組合費の徴収を担当し、組合員に F E N の組合員証と連盟組合員証紙を交付する。

① 内規第 5 条

組合支部は、労働組合の基礎組織であり、ここに、組合活動全体が依拠する。

支部は、所属する研究機構を問わず、すべての組合員を結集する。

最大限広範な組合員の積極的な参加を労働組合に保障し、さらに官僚的な変質を避けるために、支部は、地理的および量的な拡張を抑制するようしなければならない。

すべての重要な決定は、正規に招集された総会で民主的に作られなければならない。選出（事務局、運営委員会候補者、連絡委員会代表など）については、秘密投票が行われなければならない。

なされた決定は、掲示や通知により、組合員に周知されなければならない。

同一支部の研究者が別個の施設で労働している場合には、支部は、分会に細分化されることができる。その場合、支部事務局は、各分会の責任者を含まなければならない。

重要支部の事務局は、諸活動分野に責任を負う活動家を含まなければならない。

SNCS の複数の組合支部が設置されている重要な地域においては、組合支部の書記から構成される調整委員会が、必要な連絡、共同行動の組織化、F E N 県支部、地域あるいは県段階の組合横断的な機関にたいする SNCS の代表権能を担当する。

① 第 6 条

CNRS 以外の研究機構に所属する研究者および科学労働者は、その特有の問題を検討し、解決するという固有の任務を持つ「全国支部」を設立することができる。

INSERM の全国支部は、同機構に特有の問題を解決し、特にその監督省庁との関係を担当する。

② 内規第 2 条

支部事務局は、月に一度、組合員の全体集会を開催する。

F E N に加盟する他の労働組合の組合員は、SNETAP の支部集会に、評議権を持って招待されることができる。

③ 第7条 県支部 (S2)

県内の組合員全員が、労働組合の基礎組織である県支部 (S2) を構成する。

県支部は、偶数年毎に、総会で、事務局を選出する。S2 事務局は、県書記により指導され、とくに以下の事項を担当する。

- (a) 行政当局、FEN県支部、FEN加盟全国労働組合の県支部、父母団体、世俗化県委員会などにたいして、支部を代表すること
- (b) 組合員、大学区事務局および全国書記局との連携
- (c) S3およびS4によって決定される活動の枠内で、組合活動上の問題を討議するために、県総会を招集すること
- (d) S1と組合員の情報交換、その行動の促進と調整

③ 第8条 地域支部 (S1)

同一県内の一あるいは複数の事業所の組合員全員が、地域支部 (S1) を構成する。

地域支部は、組合員と S2 および S3 との間の必置的機構ではない。

③ 第9条 大学区支部 (S3)

大学区内の組合員全員が大学区支部 (S3) を構成する。大学区支部は、全国大会を準備し、大会への大学区支部の代議員を選出するために、大学区書記の招集に基づき、大会を開催する。

大学区大会は、大学区事務局委員と大学区内の S2 の代表者から構成される。

大学区大会においては、以下のものが、採決権を有する。

—挙手採決に関しては、大会の全構成員

—挙手採決の後にでも実施されることのできる投票による採決については、県代表

③ 内規第8条

(a) 研修公務員の身分の学生は、各事業所ごとの支部に組織される。この支部は、県支部と同様に運営される。

(b) この支部は、総会において事務局を選出する。事務局は、とくに、組合員、大学区事務局および全国書記局との連絡を担当し、研修公務員ではない学生を支部の運営に参加させることを任務とする。

③ 内規第9条

- (a) 地域支部の設置は、当事者との協議の後、県事務局により提案される。
- (c) 地域支部の責任者は、とくに以下の事項を担当する。
 - 組合組織化を推進すること
 - 地域当局（事業所責任者・議員）や各組織の地域責任者にたいして、労働組合を代表すること
 - 地域的な問題が生じ、行動が始まり、あるいは組合員の見解が必要な場合に、県支部事務局に通知して、地域支部の組合員の集会を開催すること
- (e) 各事業所において、SNEP の組合員は、SNEEPS(体育補助教員全国労働組合)の組合員とともに、体育教員の事業所分会を設立することができる。この分会は、以下の組織との連携を担当することを目的とする。
 - SNEP および SNEEPS の県書記
 - F E N 加盟の他の全国労働組合の事業所内の支部や分会
 - 事業所内で、体育教員組織に関わる組合活動の問題について、事業所当局

② 内規第13条

地域、県、地方あるいは全国の労働組合の会議は、その会議の度に、挙手あるいは秘密投票の採決方法を決定する。

被選出者から構成される機関を除いて、1名のものでも要求する場合には、秘密投票が用いられる。

挙手採決については、会議事務局によってなされる確認だけが有効である。

全国的な投票の場合には、全国機関が個別的な投票用具（規格投票用紙、封筒）を準備する。ただし、その準備がない場合には、各投票者が、投票の匿名性（二重封筒）を尊重するという条件により、各自の用具（手書き投票用紙）を利用することができます。

② 内規第19条

労働組合の役職は、報酬を受けない。ただし、その任務の遂行のために、全国評議会委員および様々な資格の労働組合代表によって負担された費用は、償還される。

4. <組合費・財政>

① 内規第4条

各組合員は、各四半期毎に、あるいは可能であれば学年歴開始期に一度に、組合費を支払う義務を負う。

無報酬の休暇中の組合員、あるいは兵役中の組合員は、組合費を免除される。重大な財政危機にあり、その事情を全国会計部に証明する組合員は、例外的に組合費を免除されることができる。

① 内規第13条

組合費は、一般に、パリ地域における年間報酬総額(手当を含む)の約2.50%に定められる。この組合費額は、必要に応じて、最高3%にまで引き上げられることができる。

運営委員会は、この算定根拠に基づき、毎年、必要な再調整を行うことができる。

② 内規第20条

年間組合費の支払は、学年度の開始期に行われなければならない。

組合費一覧表の支部への発送は、この期限を考慮する。

事業所支部財政係だけが、その支部の組合員の組合費を集計し、それを明細書とともに全国財政部長に送付することができる。

全国財政部長は、12月15日以前に組合費を納入した支部について、組合費の地方分および地域分を、地方財政部長に還元する。この期日以降、還元は、無効である。

全国財政部は、連盟組合費を F E N に納入する。組合費の F E N 県支部分は、地方にとめおかれる。

② 第7条

事業所支部は、内部運営規則によって定められた期間内に全国財政部に払い込まれた所属組合員の組合費額の10%の還元分による財政を保有する。

② 第9条

県段階の組合活動のための費用は、内部運営規則によって定められた期間内に全国財政部に払い込まれた県内分の組合費額の2%の限度内で、地方財政部により負担される。

② 第15条

地方支部は、内部運営規則によって定められた期間内に全国財政部に当該地方の組合員により払い込まれた組合費額の20%の還元分による独自の財政を保有する。

③ 内規第3条

(a) 組合費は、年額であり、賃金額あるいは年金額に比例する。

組合費は、新学期以降、支払われなければならない。12月31日までに前学年度の組合費を支払いたるものには、組合員資格が維持される。

(c) 大会によって決定される組合費額に、S1分の組合費が上乗せさせられることがある。

県の配分額は、平均的水準の組合費額の10%，大学区の配分額は、15%とする。

③ 内規第4条

(a) 県支部財政部は、大学区財政部と連携し、組合費を徴収する権限を有する。同部は、県支部総会において採決に参加することができる組合員名簿を決定する。同部は、S1の責任者と連携して、組合員拡大を組織することができる。

(b) 海外領土および外国で就業する組合員で、全国大会の開会日に組合費を決済するものは、大会の採決（通信による投票）に参加することができる。

(d) 全国財政部は、全国大会の開会までに、大会で採決に参加することができる組合員の全組合費を確保していかなければならない。

(e) 労働組合の責任部署（S2・S3・S4）に立候補するものはすべて、立候補時の前学年度（当時組合加入が可能であれば）および当該の学年度の組合費を納入していかなければならない。

② 第34条

通常の財政とは別個に、特に組合員からの寄付による連帯基金が設立される。

この基金は、全国評議会の決定に基づき、組合活動上、社会的、人道的な事故を支援することを目的とする。

5. <内部紛争処理・統制>

① 第11条

大会は、労働組合の不規律の重大な事案について決定を行う紛争委員会（7名の

委員から構成) を選出する。

紛争委員会は、地域支部とあるいは労働組合の指導機構と衝突したる組合員の除名を、運営委員会に提案する権限を有する。大会が、上訴機関となる。

② 第23条

全国評議会は、組合活動の中で生じうる紛争について決定をくだす。

全国評議会だけが、当事者から事情聴取したる紛争委員会の報告と提案に基づき、労働組合からの除名を宣告する権限を有する。

② 第30条

全国評議会の外部で、5名の委員からなる監査委員会が設置される。

監査委員会は、労働組合の会計状況と運営状況、選挙の正規性、委任の有効性を検認する責務を負う。

重大な不正規性がある場合には、監査委員会は、全国評議会にその会議を開催し、場合によっては、臨時大会の招集を要求するために、通知する。

② 第29条

監査委員会は、全国選挙の開票を担当し、開票結果報告書を作成する。

② 第31条

6名の正委員と2名の補充委員から構成される紛争委員会が設置される。

——半数の委員は、全国評議会によって、その内部で選出される。

——半数の委員は、大会で、個別に選出される。この委員は、全国評議会への立候補者から除外される。

紛争委員会は、全国評議会あるいは大会の決定に基づき、調査および調停の任務を行い、それを全国評議会に報告する。ただし、すべての組合員は、書記局に直接通知し、紛争委員会の開催を実現することができる。

6. <規約条項・解散>

① 第10条

規約あるいは内部運営規則の修正は、有効投票数の四分の三以上の賛成を必要とする。

② 第36条

規約の修正のためには、以下の手続きが必要である。

—大会の採択

—組合員の全員投票において、投票数の三分の二以上の賛同

② 第37条

全国評議会の提案に基づき、そのために開催される全国大会は、労働組合の解散を決定することができる。

解散の場合には、大会は、世俗的な事業あるいは組合活動の擁護のために、資産の利用を決定する。

いかなる場合にも、労働組合の資産は、組合員に配分されえない。